



基安安発 0328 第 4 号

基安労発 0328 第 1 号

平成 29 年 3 月 28 日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

労働衛生課長

「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」の周知について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設における労働災害は年々増加する傾向にあり、経験年数が3年未満の被災者が全体の約半数を占めていますが、労働安全衛生法において事業者に義務付けられている雇入れ時教育を実施している事業場の割合も半数程度にとどまっています。このため、介護労働者に対する雇入れ時等の安全衛生教育の確実に実施し、社会福祉施設の労働災害の減少を図る必要があります。

今般、中央労働災害防止協会において、別添のとおり「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、会員事業場が参集する機会での紹介、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信による周知など、社会福祉施設における労働災害防止対策の推進に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル
- ・ 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット

(参考) 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル

経験の浅い介護労働者の労働災害が増加していることに鑑み、高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアルを作成した。全体版は主に施設の管理者、教育担当者用で、パンフレットが個々の介護労働者へ配布して使用するものです。なお、厚生労働省ホームページに掲載しています。

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153896.html>

